

(1) 鹿児島県内地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、主に乳幼児と乳幼児の保護者が相互の交流を図ったり、子育てについて不安や悩みの相談ができたりするほか、子育てに関する様々な情報提供を受けることができます。

県内の39市町村に、114か所の支援拠点があります。(令和6年6月1日現在)



←県ホームページ（子ども政策局子ども政策課）をご覧ください。

施設により事業内容が異なりますので、詳しくは、お住まいの地域子育て支援拠点にお問い合わせください。

(2) こども食堂、放課後児童クラブ、放課後子供教室

こどもが放課後等を安心して過ごすことのできる「こども食堂」「放課後児童クラブ」「放課後子供教室」があります。場所によっては、多様な世代の方が利用されていたり、子育てや家庭教育に関する知識等をもっている指導員や職員が話を聞いてくださったり、専門機関等を紹介して下さったりする場合もあります。



◇ こども食堂

「こどもが一人でも行ける無料又は低価格の食堂」と定義されています。多世代交流や地域づくり・まちづくりを活動の目的としており、こどもから高齢者まで地域の多様な方が参加される「多世代交流拠点」として運営されているところもあります。

多様な方が利用できることから、親（保護者）が、子育てや家庭教育について、学んだり、情報を得たりする場所の一つになる場合があります。

◇ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブ（児童クラブ、学童クラブ）は、親（保護者）が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行っている場です。専門の職員（放課後指導支援員）が従事しています。放課後指導支援員が、保育や社会福祉士の資格を有していますので、親（保護者）が、子育てや家庭教育について学んだり、情報を得たりする場所の一つになる場合があります。

◇ 放課後子供教室

こどもたちが、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動等を行う場です。地域全体でこどもたちの成長を支える多様な活動が展開されることから親（保護者）が、子育てや家庭教育について、学んだり、情報を得たりする場所の一つになる場合があります。

※ 児童相談所や保健センター、病院や療育施設等、いろいろな場所が「保護者の学びの場」となることもあります。

6 保護者の学ぶ場

(3) PTA、家庭教育学級、おやじの会、読書ボランティア

幼稚園・保育園や各学校には、「PTA」「家庭教育学級」「おやじの会」「読書ボランティア」と、保護者を対象とした活動や学ぶ機会があります。保護者同士で活動したり、語ったりしながら、仲間作りや交流を深めてはどうでしょう。

※ 園や学校によって、組織や活動がない場合もあります。

◇ PTA

PTAは、青少年の健全な育成を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関して理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。(S42 社会教育審議会報告)

- 文化的活動(教育講演会、バザー)
- 奉仕活動(学校内外の除草、リサイクル活動)
- 各種学校行事への支援(運動会、持久走大会などの安全)など

家庭の教育力の向上を目指して、親(保護者)と学校がつながる活動、親(保護者)と地域がつながる活動をできることから少しずつ協力していきましょう。

◇ 家庭教育学級



親(保護者)が、家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う事業です。こどもの健やかな成長と豊かな人間形成のために「子育て」や「しつけ」などについて学んだり、悩みを話し合ったりする場として家庭教育学級が位置付けられています。

講師と一緒に学習する活動(必要課題)やレクリエーション的活動(要求課題)があります。

- 必要課題：人権・いじめ問題、基本的生活習慣、ネット問題(依存、モラル等) 防災・減災、食に関する指導、読書・読み聞かせ など
- 要求課題：かんたんおやつ作り、クリスマスリース作り など

◇ おやじの会

父親の家庭及び地域の教育への関わりを重視し、家庭や地域においてこどもとのふれあいの機会を広げるなど、親(保護者)としての役割を高め、健全な青少年の育成を目的として活動する父親の集まりです。

現在は、父親だけではなく、母親や教職員、地域の方など幅広く受け入れて活動しているところが増えています。

- 奉仕活動
- レクリエーション活動
- 学校行事への協力
- 地域の伝統行事や継承活動への協力
- 通学路の安全点検

◇ 読書ボランティア

幼稚園や保育園・学校等で、こどもたちに読み聞かせやおはなし会をしてくださるグループです。親(保護者)や地域の方で活動しているグループもあります。

また、学校によっては、親子で活動している親子読書会もあります。

読書好きの方はもちろん、仲間作りに、ぜひ、読書の扉を開いてみませんか。



一人で悩んでいませんか？

相談窓口



「一人で悩まないで！
相談窓口」

こどもや子育て、家庭教育に関する悩みは一人で抱え込まず、相談しましょう。
色々な機関の電話相談、対面相談、メール相談があります。幼稚園・保育園、学校に相談するのもよいでしょう。また、お住まいの市町村の教育委員会や子育て、福祉部局、保健所もあります。

※ 相談機関によっては、事前予約が必要な場合があります。確認ください。

○ こどもの教育に関すること	
☆ PTAすくすくライン 月～金 9時00分～17時00分	099-251-0309 土・日・祝日・年末年始を除く
○ いじめ・不登校等こどもに関すること	
☆ かがしま教育ホットライン24 365日 24時間	全国統一フリーダイヤル 0120-0-78310 固定電話・携帯電話専用フリーダイヤル 0120-783-574
☆ 県総合教育センター相談課（来所相談） 月～金 8時30分～17時00分	099-294-2788 面談は要予約，年末年始を除く
○ 不登校・ひきこもり，ヤングケアラー等に関すること	
☆ かがしま子ども・若者総合相談センター （ひきこもり地域支援センター） 火～日 10時00分～17時00分（祝日も可）	099-257-8230 面談は要予約，年末年始を除く
○ 障害児や学習・行動面のつまずきに関すること	
☆ 県総合教育センター特別支援研修課 月～金 8時30分～17時00分	099-294-2820 面談は要予約，年末年始を除く
○ こどもの心身の発達に関すること	
☆ こども総合療育センター 月～金 8時30分～17時00分	099-265-2400 面談は要予約，年末年始を除く
○ 18歳未満のこどもに関すること	
☆ 子ども・家庭110番 月～金 9時00分～22時00分	099-275-4152 面談は要予約，土日・祝日年末年始を除く
○ こどもの養護・育成・非行・心身障害・里親等こどもに関すること ※ 虐待に関する相談や通告は，児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく） 各児童相談所で24時間365日受付	
☆ 中央児童相談所	099-264-3003
☆ 北部児童相談所	0996-21-3150
☆ 大隅児童相談所	0994-43-7011
☆ 大島児童相談所 月～金 8時30分～17時15分	0997-53-6070 面談は要予約，年末年始を除く
○ こども家庭庁 https://www.cfa.go.jp/ こどもが抱える様々な困難について，こども自ら悩みを相談でき， SOSを発信できる相談窓口や子育て当事者の皆さんが悩みを相談 できる窓口の情報を掲載	
こども家庭庁→	



8 かごしまの教え

かごしまの教え

鹿児島には日常生活の中で、語り継がれてきた格言やことわざが残っています。

郷土の先人たちが語り伝えてきた様々な教えは、時代の移り変わりにより、必ずしも現代に当てはまらないかもしれません。

しかし、その根底にある人間としての生き方は、現代社会に生きる私たちに多くのことを教えてくれる、言葉の泉となっています。



© 鹿児島県教育委員会かごまる

－16世紀に南薩摩を治めた 島津日新公「いろは歌」－

いにし(え) (え) おこなひ(い) (い)
古への道を聞きても唱へても わが 行 にせずばかひなし

「昔から伝わる立派な教えをいくら聞いてもまた、どれだけ口先で唱えても、自分で実行しなければ何の役にも立たない。」という教え。

－鹿児島県内のことわざ－

泣こかい 跳ぼかい 泣こよっか ひっ跳べ

「跳べないとおじけて泣こうか。それとも、跳ぼうか。泣きべそをかくより、『えいっ』と思い切り跳んでやれ」という教え。事に当たって躊躇している者に対して、果敢な決断を促す言葉。

－語り継ぐかごしまの教え集 少年少女へのメッセージ（鹿児島県）－

わか (え) こ
若しやん時ぬ難儀や 買うてでんしりよ

若い時の難儀や苦労は、将来のために役立つので、自ら進んで引き受けてやるようにしなければならないという教え。



これらの教えの他に、かごしま弁の歌「ちゃわんむし」や「おはら節」、奄美の様子や景色を歌った島唄の「ワイド節」「朝花節」などがあります。

皆さんの住んでいる地域にも、〇〇音頭や〇〇唄などがあるのではないのでしょうか。

唄や踊りもこれからも残したい、「かごしまの教え」の一つです。

☆ 11月第3週『鹿児島県方言週間』

県内各地域において世代を超えて受け継がれている方言を次世代へ継承していくことは重要であることから、県民の方言に対する関心と理解を深め、普及の促進を図るために定められました。

☆ 2月18日 大島地区『方言の日』

鹿児島県大島地区文化協会連絡協議会が、近年、衰退しつつある奄美の方言を保存・伝承していくことを目的として制定されました。

これまでに作成した家庭教育に関する資料

県教育委員会では、こどもを健やかな成長へ導くための資料を作成しています。研修会等で活用してみませんか。



保護者応援サイト
「まるっと家庭教育」



ヒントがいっぱい！リーフレット集

家庭教育を進めるに当たっての悩み解決のヒントや、こどもの年代に応じた家庭教育について、記載されています。



豆知識が付いているワークシートや進め方の展開例をダウンロードし、活用することができます。

使ってみて！世代別学習集プログラム

家庭教育学級やPTAなどで、また、中学校・高等学校での学習における指導用補助資料としても活用できます。

学習対象		テーマ
子育て世代	児乳期	あなたの子育て応援します ～がんばりすぎるパパ・ママへ～ 寝る子は育つ？ ～早寝で作る生活リズム～
	小幼乳期	「ほめ方」・「叱り方」の極意とは？ ～子どもの個性理解～ 思いやりのある子に育ってほしい!! ～親がすべきことは？～ これで我が子もお手伝い名人 ～ニコニコお手伝い大作戦～ 心と体と頭の元気のもと!! ～早寝早起き朝ごはん～ かわいい子には体験を! ～人生の基盤となる体験活動のススメ～
	中高生期	きました！反抗期 ～コミュニケーションの取り方～ ケータイ・スマホを与えるとき ～子供を守るために～ 中高生は睡眠不足? ～中高生の生活習慣を考える～ 「大人なの?」「子供なの?」 ～大人になり始めた我が子へ～

学べるよ！学習機会・学習資料

親（保護者）としての学びを支援する学習会や講座及び資料などについて、内容や問い合わせ先等が掲載されています。補助資料としても活用できます。



10 鹿児島県家庭教育支援条例

○ 鹿児島県家庭教育支援条例

平成 25 年 10 月 11 日
鹿児島県条例第 59 号

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われる。このことは、子どもにとって、親が人生最初の教師であるとも言える。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。特に、幼少期における家庭教育は、人の一生に大きな影響を及ぼす面があり、学校の役割は、その家庭で造り上げられた土台の上に建物を乗せるようなものである。

私たちが住む鹿児島県には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えをはじめ、教育を大事にする伝統や風土があり、これらを背景に地域の教育力が育まれていく中で、日本の黎明期をリードした幾多の人材を輩出してきた。そして、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みなで協働することで子どもの育ちを支えてきた。また、子どもの育ちとともに親としての育ちも支えられてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中で、次第に地域の教育力が低下していき、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力も低下してきていることが指摘されている。また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめの問題や子どもたちの自尊心の低さも指摘されている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会とまず認識することが必要である。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で、地域的な共同活動を行うものをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 保護者は、その子どもの教育について第一義的責任を有する。

2 家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者及び地域活動団体と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化等に関する行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

（親としての学びを支援する学習機会の提供）

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、親としての学びを支援するための講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

（親になるための学びの推進）

第13条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親にな

るために必要な知識を学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が親になるための学びの機会を提供する場合は、これを支援するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互の連携の推進を図るものとする。

(関係者の連携した活動の促進)

第15条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供を行うものとする。

2 県は、教育における保護者の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



保護者応援サイト
「まるっと家庭教育」

親子の笑顔を増やす
かごしま家庭教育ナビ

編集

発行 鹿児島県教育庁社会教育課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL: 099-286-5339 FAX: 099-286-5673

E-mail: ed-youth@pref.kagoshima.lg.jp

令和7年3月